

2026年度 日本人対象アメリカ留学

フルブライト 奨学生募集

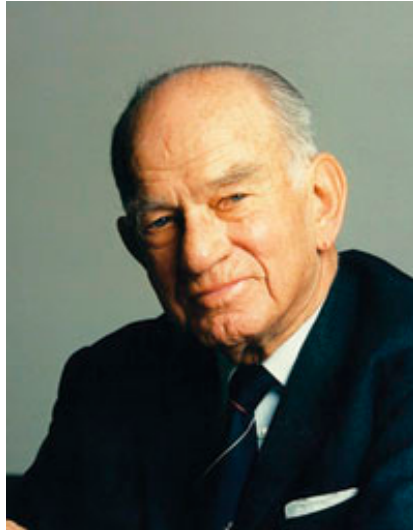
日米両国政府による給付型奨学金制度

オンライン登録締切日

2025年5月1日

2026年度 日本人対象
アメリカ留学
www.fulbright.jp

目次	フルブライト奨学金制度概要	2
	募集概要	3
	申請手続きおよび選考日程	5
	大学院留学プログラム	6
	大学院博士論文研究プログラム	7
	研究員プログラム	8
	ジャーナリストプログラム	9
	TOEFL/IELTSについて/よくある質問	10
	過去の奨学生・体験談	11
	フルブライト語学アシスタント(FLTA)プログラム	11



“Educational exchange can turn nations into people, contributing as no other form of communication can to the humanizing of international relations. ...I do not think educational exchange is certain to produce affection between peoples, nor indeed do I think that is one of its necessary purposes; it is quite enough if it contributes to the feeling of a common humanity, to an emotional awareness that other countries are populated not by doctrines that we fear but by people with the same capacity for pleasure and pain, for cruelty and kindness, as the people we were brought up with in our own countries.”

Senator J. William Fulbright

フルブライト奨学金制度概要

フルブライト・プログラムの目的

フルブライト・プログラムは、奨学生に対してそれぞれの専門分野の研究を進めるための財政的援助を行うとともに、何らかの形で日米の相互理解に貢献できるリーダーの養成を目的としています。従ってフルブライト奨学生は各自の研究活動を行うだけでなく、それぞれの留学先や地域社会・文化等の様々な活動に積極的に参加することで両国に対するより一層の知見を広める事が期待されています。また、帰国後も同窓生として専門性の高い職業あるいは私的な活動を通して、直接的・間接的に日米関係の向上に貢献することが期待されます。

日米間のフルブライト・プログラムは所属機関・居住地・人種および信条に関係なく応募者個人の資質に基づいて選考する一般公募の奨学金制度として国際的な評価を得ています。

フルブライト・プログラムの歴史

フルブライト・プログラムは、第二次世界大戦終了直後の1945年、「世界平和を達成するためには人と人との交流が最も有効である」との信念のもとにJ. ウィリアム・フルブライト上院議員が米国議会に提出した法案に基づいて発足した、米国と諸外国との相互理解を目的とする人物交流事業です。

日本では1949年から1951年まで、米国ガリオア・プログラム(GARIOA: Government and Relief in Occupied Areas)で約1,000名の日本人が米国へ留学しました。

日米講和条約を控えた1951年8月に当時のアメリカ合衆国大使ウィリアム J. シーボルトと吉田茂外務大臣との間で、日米相互の人物交流に関する覚書が交わされ、翌1952年に米国政府により在日合衆国教育委員会が設立され、ガリオア・プログラムを継承する形でフルブライト・プログラムとしての人物交流が始まりました。

日本におけるこのフルブライト・プログラムは開始以来、約30年にわたり米国政府からの資金で運営されてきましたが、1979年12月24日にそれまでの交流事業を継承する形で日米教育委員会が設置され、日本政府も運営費用を分担するようになりました。

米国で発足した本プログラムは、世界で最も知られた権威ある人物交流事業として発展し、これまで半世紀以上にわたり日本を含む約160カ国以上、40万人以上の人々に、研究や教育の機会を提供し、あらゆる分野のリーダー育成に大きな役割を果たしてきました。グローバル化する人類社会がさまざまな課題に直面している今日、フルブライト・プログラムのもつ意義はますますその重要性を増しているといえます。

日米間のプログラム運営体制と交流実績

現在、基本的運営資金は両国政府で折半されています。これら政府資金に加え、民間企業・団体・個人からも資金援助を受けております。

また、募金活動の効率化・恒久化を図るべく日本人フルブライト同窓生により設立された公益財団法人日米教育交流振興財団を通して民間資金援助も毎年受けており、現在では両国政府資金と併せて年間に日米それぞれ約30～40名の人物交流を実施しています。

フルブライター(Fulbrighter)と呼ばれる同窓生の多くは、教育、行政、法曹、ビジネス、マスコミ等さまざまな分野で活躍しています。

日本での開始：1952年
1952年以降の総参加人数：9,700人以上
日本人：約6,700人 米国人：約3,000人

過去10年の参加人数

年度	日本人	米国人
2024年	32人	42人
2023年	32人	42人
2022年	39人	38人
2021年	30人	27人
2020年	25人	33人
2019年	42人	52人
2018年	49人	53人
2017年	38人	42人
2016年	42人	48人
2015年	42人	42人

ご寄付いただいた団体、企業

このプログラムは日米両国政府からの資金に加え、公益財団法人日米教育交流振興財団および民間からも資金援助を受けています。

<2024年度のご寄付・ご支援>

- 全日本空輸(株)(航空券の提供)
- デルタ航空(株)(航空券の提供)
- フルブライトーグレン・S・フクシマ奨学金
- フルブライトー三木谷記念奨学金
- 三輪奨学金

(五十音順)

2026年度 募集概要

奨学金プログラムの種類

2026年度日本人対象フルブライト奨学金プログラムは、下記の5種類です。

大学院留学プログラム

大学院博士論文研究プログラム

研究員プログラム

ジャーナリストプログラム

資格要件・選考課程の異なるプログラム

フルブライト語学アシスタント (FLTA) プログラム

採用予定数

採用予定数は、各プログラムの詳細をご確認ください。
各プログラムの採用予定数には、予算、選考の内容・結果により変更が出る場合があります。

給付内容

給付内容は奨学金プログラム、留学先等により異なります。
詳細は各プログラムの説明も合わせてお読みください。

大学院留学プログラム

大学院博士論文研究プログラム

往復渡航旅費、往復荷物手当、
滞在費/住居手当、家族手当、図書費、着後雑費、授業料*

* 2025年度より、1年目の授業料
全額支給



研究員プログラム

ジャーナリストプログラム

往復渡航旅費、往復荷物手当、滞在費/住居手当、家族手当、
研究費、着後雑費



米ドルにて支給

(往復渡航費、往復荷物手当てを除く)

さらに、疾病・傷害をカバーするフルブライトグループ保険
(本人のみ対象)が含まれます。ただし、給付内容は、両国
政府から委員会に交付される資金の額、あるいは応募者個々
の他の財源などを考慮に入れて調整されることがあります。

なお、フルブライト奨学金は目的・給付時期および内容が等
しい他の奨学金と重複して受給することはできません。また
他の奨学金との重複を避けるために、フルブライトの受給期
間を変更あるいは前後に動かすことはできません。

奨学金の対象となる学術分野



2025年度より、対象分野が拡大しました。



以下の学術分野における研究計画の申請を受け付けます。

- 人文科学
- 社会科学
- 自然科学
- 応用科学 (工学を含む)

上記複数の分野にわたる学際的分野も対象。

❖ 申請者は、研究分野に限らず、広義で米国文化・社会に関
心があること。

❖ 日米間の相互理解や協力関係の促進に強く関連する研究
計画を優先する。

重要

医療・看護その他の関連分野において、ヒトや動物を対象と
した接触を伴う臨床研究および免許取得につながる学位プ
ログラムへの参加は対象外となります。留学中のインターン
シップやアカデミックトレーニングでの臨床実習も認められ
ません。

全プログラムに共通する応募資格要件

どのプログラムに応募する場合でも、以下の要件を満たす必要があります。そのほかに各プログラムごとの詳細な資格要件がありますので、必ず合わせてお読みください。ただし、複数のプログラムの資格要件を満たしている場合でも、ひとつのプログラムにしか応募できません。

1. 日本国籍を有すること。（日米の二重国籍者あるいは米国永住権を持つ者は応募不可）※
2. 日本在住の者。
3. 米国で支障なく学術活動が行えるだけの十分な英語能力があること。また、学術的能力のみならず、高いコミュニケーション能力があること。
4. 米国で研究を計画しているテーマに関する専門知識に限らず、広い視野と関心を有すること。
5. 米国で支障なく学術活動が行えるよう、心身ともに健康であること。

※出生地が米国で米国籍離脱の手続きを行っていない場合は応募不可となります。

下記に該当する者は対象から除く

- 勉学、研究、講義を行うために応募時にすでに渡米中の者。
- 勉学、研究、講義を行うために応募時（2025年7月1日時点）から2026米国学年度以前に米国留学（語学留学を含む）を開始もしくは開始予定の者。2025年7月1日時点からさかのぼって6年間の内、継続して「5年間」米国に在住していた場合は応募対象外。
*大学での勉強、研究等の場合は所属機関の「1学年度」を「1年間」とみなす。
例：1学年度＝9カ月の場合、9カ月×5年でも「5年間」とみなす。
- 2025年7月1日から奨学金開始までの間、通算90日を超える海外渡航を予定しているもの。
- 日米教育委員会委員、同事務局職員およびその家族。
- 米国大使館・領事館に勤務する米国国務省および米国国際開発庁職員とその家族。
- 日米間フルブライト・プログラムを含む米国国務省教育文化局人物交流プログラムの実施において決定権を有する者、関係者、およびその家族。

重要

いかなる場合も虚偽、盗用等の不正行為を行った場合はフルブライト奨学金不適格者とみなされ、失格となります。

帰国後2年間の自国滞在義務

フルブライト奨学生はすべて、米国入国に際して「政府スポンサーの交流訪問者」("J-1"/government-sponsored exchange visitor) のビザ（査証）を取得しなければなりません。このビザは訪米目的終了後、直ちに日本に帰国することを義務づけ、さらに米国に再入国する場合、帰国後通算2年間日本に滞在した後でないと、いわゆる移民 (immigrant, permanent resident)、短期役務 ("H"/temporary worker)、会社転勤 ("L"/intra-company transferee) 等のビザを申請することができません。しかし、再入国の際の身分（ビザの種類）によっては、この「2年間の自国滞在義務」の制限を受けないこともあります。

フルブライト奨学金再応募について

過去のフルブライト奨学金受給者も資格要件を満たしていれば再応募可能ですが、優先順位は低くなります。

申請手続きおよび選考日程

2025 年

2月

募 集 発 表

3月1日～
5月1日

オンライン登録期間

5月～6月

予 備 審 査

予備審査では資格要件、研究計画の妥当性を審査し、条件を満たしている応募者には、追って7月1日提出締め切りの所定の申請書類一式（願書、推薦状等）についてメールで通知します。

7月1日
(消印有効)

申請書類一式の提出締切日

申請書類は各プログラムの説明をご参照ください。

- 大学院留学プログラム
- 大学院博士論文研究プログラム
- 研究員プログラム
- ジャーナリストプログラム

8月～9月

書 類 審 査

書類審査は専門分野のグループ別に、複数の専門家により行われます。書類審査の結果は、各専門分野グループでの審査完了後、メールで通知します。

9月～10月

面 接 審 査

書類審査通過者には、書類審査結果のメールにて面接日時を通知します。通知は、面接日の約1～2週間前になります。面接は、オンラインにて専門家により英語で行われます。指定の日時に面接を受けられない場合は審査から外され、失格となります。

11月

選 考 結 果 の 通 知

選考結果は、11月下旬頃に当委員会よりメールにて通知します。当委員会は、審査委員の推薦に基づいて奨学生候補の人選を行い、フルブライト対外奨学金委員会 (FFSB: J. William Fulbright Foreign Scholarship Board) が最終承認いたします。

2026 年

5月1日

受 け 入 れ 機 関 決 定

米国の大学等の高等教育・研究機関より2026年米国学年度入学許可（大学院留学プログラム）あるいは、受け入れ承諾書（大学院博士論文研究、研究員、ジャーナリストプログラム）を候補者自身が得て、受け入れ機関を決定します。

7月～

渡 米

大学院留学プログラム

趣旨 フルブライト交流事業の目的を十分理解し、人格面および学業面で優れた者に米国大学院での研究の機会を与える。
米国の大学院博士課程・修士課程に正規の学生として在籍し、学位取得のための科目履修を行う。

かならず**2026年度募集概要(pp.3-4)**を合わせてお読みください。

採用予定数	約 20 名（「大学院博士論文研究プログラム」を含む）
開始時期	2026 年秋学期
給付期間	1 年目：原則として 12 カ月。1 年プログラムの場合は終了時まで。 ※2025 年度より、授業料は全額支給。 2 年目：授業料、生活費等すべて含め「上限 25,000 ドルまで」更新の可能性がある。更新は 1 年目の学業成績、財政援助の必要度などで決定するものであり、自動的に更新されることはない。追加資金援助の可能性あり（注釈参照）。 3 年目以降の奨学金の更新はない。



- 注 1) **Fulbright-Glen S. Fukushima Fund (FGSFF)**
フルブライトーグレン・S・フクシマ奨学金
- 大学院留学プログラム奨学生の選出後、希望者の中から、特に活躍が期待される方をフルブライトーグレン・S・フクシマ奨学金奨学生として選出します。2 年目の奨学金更新は、授業料、生活費等すべて含めて通常上限 25,000 ドルですが、当該奨学生として選出された場合は、1 年目と同等の奨学金が 2 年目にも支給されます。この基金は、米国人フルブライト同窓生であるグレン・S・フクシマ氏（証券投資家保護公社副会長、元在日米国商工会議所会頭）からの個人寄付により、2022 年に設立されました。フクシマ氏は、1982 年から 1983 年にかけて、フルブライト大学院研究生として日本に留学しました。
- 注 2) フルブライト日本同窓会によって設立された、公益財団法人日米教育交流振興財団の奨学金に応募可能です。留学 2 ～ 4 年目のフルブライト奨学生に応募資格があり、財団奨学生に選出された場合は、別途一部資金援助を受けられます。詳しくは <http://www.fulbright.or.jp/>

対象者

- 1) a. ～ c. のいずれかに該当する者。
- a. 将来日本の大学または大学附置の研究機関で教職または研究職を志望する日本の大学院在籍者、学士号取得見込み者。

b. 博士号を持たない日本の大学教員、研究者。

c. 社会で培った経験・知識を大学院レベルの勉強に生かすことのできる者。将来、その経験を日本社会に還元する意思のある者で特に優秀な者。
- 2) 2026 年 3 月 31 日以前に学士号を取得していること。
- 3) 米国在住経験の少ない者を優先する。

下記に該当する者は対象から除く

- すでに博士号を取得している者、渡米前もしくは渡米中に日本の大学より博士号を取得予定の者。
- すでに米国大学院の修士・博士課程の経験があり（在籍年・レベルは問わない）、残りの課程修了を目的とする者。
- 米国外（日本含む）の大学院に在籍し、在籍大学院と提携米国大学院でのダブル・ディグリー取得を目的とする者。
- 医学校・歯科学校においてインターンまたはレジデントとしての研修およびリサーチを目的とする者。

英語能力

- a. 2023 年 7 月 2 日以降に実施され、2025 年 7 月 1 日までにスコアを提出できる TOEFL あるいは IELTS を受験し TOEFL iBT は 80 点以上、IELTS は 6.0 以上を取得すること。詳細は後述、TOEFL/IELTS について (p. 10) を参照。指定期間内の TOEFL あるいは IELTS を受験できない場合は失格となります。
- b. 語学力に応じて、米国での夏期オリエンテーションへの参加が要請されることがある。

申請書類（7 月 1 日 提出期限）

- 願書
- 履歴書
- 英文成績（在籍）・卒業証明書
- 英文推薦状 3 通
- TOEFL/IELTS スコアレポート

受け入れ先手続き

2026 年 5 月 1 日までに、米国希望留学先から正規の入学許可を得ること。

大学院博士論文研究プログラム

趣旨

日本の大学に博士論文を提出することを目的として、優れた研究者を対象に、米国高等教育機関あるいは研究所などで研究指導を受ける、または米国での現地調査などの機会を提供する。大学院レベルのゼミを聴講することはできるが、単位取得のための科目履修はできない。

かならず**2026年度募集概要** (pp.3-4)を合わせてお読みください。

採用予定数	約20名（「大学院留学プログラム」を含む）
開始時期	2026年秋学期 あるいは 2027年春学期
給付期間	6～10カ月

対象者

1) a. または b. のいずれかに該当する者。

- a. 日本の大学院において2026年4月1日の時点で博士課程（一貫プログラムの場合は、博士後期課程）に1年以上在籍する者。
- b. 日本の大学院において2026年3月31日までに博士課程標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した上で退学した者（満期退学者）

2) 米国在住経験の少ない者を優先する。

下記に該当する者は対象から除く

すでに博士号を取得している者。渡米前もしくは渡米中に博士号を取得予定の者。

英語能力

- a. 2023年7月2日以降に実施され、2025年7月1日までにスコアを提出できるTOEFLあるいはIELTSを受験しTOEFL iBTは80点以上、IELTSは6.0以上を取得すること。詳細は後述、TOEFL/IELTSについて (p. 10) を参照。指定期間内のTOEFLあるいはIELTSを受験できない場合は失格となります。
- b. 語学力に応じて、米国での夏期オリエンテーションへの参加が要請されることがある。

申請書類（7月1日 提出期限）

- 願書
- 履歴書
- 英文成績（在籍）・卒業証明書
- 英文推薦状3通
- TOEFL/IELTSスコアレポート

受け入れ先手続き

2026年5月1日までに、米国希望留学先から正規の受け入れ承諾書を得ること。

採用数や給付条件は資金規模（両国政府からの当該年度拠出額）の最終決定に基づいて2026年春に確定する見通しです。

研究員プログラム

趣旨 委員会の定める学術分野で、各自のテーマの専門知識を発展させ、また深めるために、米国高等教育機関あるいは研究所などで米国人教授・研究者の協力のもとで研究を行う。学位取得を目的とすることはできない。大学院レベルのゼミを聴講することもできるが単位取得のための科目履修はできない。

かならず**2026年度募集概要** (pp.3-4)を合わせてお読みください。

採用予定数	約10名
開始時期	2026年9月1日以降、2027年4月1日以前
給付期間	3～9カ月 予算および選考結果により給付期間が希望する期間より短くなる可能性があります。

対象者

- 1) a. または b. のいずれかに該当する者。
- a. 日本の四年制大学、大学院大学あるいは大学共同利用研究機関に勤務する専任の教員あるいは研究者。

b. 日本にある政府機関あるいは非営利研究機関において、公衆衛生、高齢社会対策、環境政策などに携わっている常勤の専門職または研究職にある者で、博士号 (Ph.D) または専門分野において a. と同等の経験を有する者。
- 2) 米国で支障なく研究を行えるだけの十分な英語能力があること。
- 3) 米国在住経験の少ない者を優先する。

下記に該当する者は対象から除く

- 博士研究員（ポスドク）。
- 博士論文のための研究を目的としている者。
※大学院博士論文研究プログラムに応募してください。
- 過去に J ビザ（J-1 または J-2）での渡米経験があり、前回のプログラム終了からフルブライト奨学金開始日までに、以下の期間が経過していない者。

J ビザカテゴリー	滞米期間	必要経過期間
Research Scholar または Professor	問わない	24 カ月
上記以外	6 カ月以上	12 カ月

申請書類（7月1日提出期限）

- 願書
- 履歴書
- 英文推薦状3通
- 出版物サンプル

受け入れ先手続き

2026年5月1日までに、米国希望留学先から正規の受け入れ承諾書を得ること。

採用数や給付条件は資金規模（両国政府からの当該年度拠出額）の最終決定に基づいて2026年春に確定する見通しです。

ジャーナリストプログラム

趣 旨

委員会の定める学術分野で、各自の専門知識を深めるために、米国高等教育機関あるいは研究所などで学位取得を目的としない研究を行う。ジャーナリストとしての技術面の研修を目的とすることは不可。帰国後米国の経験に関した記事を新聞や雑誌などに寄稿するよう望まれる。

かならず**2026年度募集概要**(pp.3-4)を合わせてお読みください。

採用予定数	若干名
開始時期	2026年9月1日以降、2027年4月1日以前
給付期間	3～9カ月 予算および選考結果により給付期間が希望する期間より短くなる可能性があります。

対象者

- 1) a. または b. のいずれかに該当する者。
- a. 日本の一般的報道機関（新聞社・雑誌社・通信社・テレビ局・ラジオ局）に5年以上勤務しているジャーナリスト。

b. 上記に該当する報道機関に定期的に寄稿執筆・出演している経験5年以上の評論家。
- 2) 米国で支障なく研究を行えるだけの十分な英語能力があること。
- 3) 米国在住経験の少ない者を優先する。

下記に該当する者は対象から除く

- 米国大学院留学経験がある者。（大学学部レベルまでの米国留学経験は可。）
- 過去に J ビザ（J-1 または J-2）での渡米経験があり、前回のプログラム終了からフルブライト奨学金開始日までに、以下の期間が経過していない者。

J ビザカテゴリー	滞米期間	必要経過期間
Research Scholar または Professor	問わない	24 カ月
上記以外	6 カ月以上	12 カ月

申請書類（7月1日 提出期限）

- 願書
- 履歴書
- 英文推薦状3通
- 出版物サンプル

受入れ先手続き

2026年5月1日までに、米国希望留学先から正規の受け入れ承諾書を得ること。

TOEFL/IELTSについて

「大学院留学」および「大学院博士論文研究」プログラムに登録され、予備審査を通過した方は、2025年7月1日までにTOEFLあるいはIELTSのスコアレポートの提出が必要です。基準点を満たしたスコアレポートの提出がない場合は失格となります。

スコアレポートは、PDF形式のもの（スコアレポート原本のスキャン、またはオンラインのスコアレポート画面）を受け付けます。

提出方法については、予備審査を通過した方に別途お知らせします。

1. 採用するTOEFL/IELTSの受験期間

2026年度フルブライト奨学金の選考には、**2023年7月2日以降に実施され、2025年7月1日までに提出できる** TOEFL/IELTSスコアを採用します。この期間のTOEFLあるいはIELTSを受験していない場合は自動的に失格となります。

2. TOEFL/IELTSスコアの基準点

フルブライトの基準点は、**TOEFL iBT 80点あるいはIELTS 6.0以上**です。指定期間内に受験したもので、TOEFL ITPのスコアは認めません。またTOEIC、英検等、他の英語能力測定テストのスコアは代用として認めていません。

指定期間内のTOEFL iBTあるいはIELTSを受験し、基準点を満たしていれば結構です。

フルブライト奨学金の選考では、TOEFL iBTの MyBest Scoresは採用せず、通常スコアを採用します。また、IELTS OnlineとTOEFL iBT Home Editionスコアも認めます。

スコアが高い程、フルブライト奨学金選考において直接的に有利になるということはありません。ただし、アメリカの大学院合格に必要なTOEFL/IELTSのスコアは、通常フルブライト奨学金登録に必要なスコアより高いものが要求されます。

①条件を満たしたスコアレポートをお持ちの場合

オンライン登録では、TOEFL/IELTSの受験日とスコアを入力してください。

②これからTOEFL/IELTSを受験する場合

オンライン登録では、受験予定日のみ入力し、スコアは未入力のまま登録してください。

3. 米国大学から学位（学士号、修士号）を取得している場合

米国の大学から学位（学士号、修士号）を取得している場合はTOEFL/IELTSを免除します。ただし、米国の大学院によっては外国人すべてにTOEFL/IELTSスコアの提出を義務付けている場合もありますので、できるだけTOEFL/IELTSは受験しておかれるようお勧めします。

他の英語圏（英国・カナダ・オーストラリア等）の大学で取得した学位はTOEFL/IELTS免除の対象になりませんのでテストの受験が必要です。

よくある質問

応募資格、オンライン登録、書類提出に関し、よく頂戴するご質問と、その回答をウェブサイトに掲載しております。お問い合わせの前に、ご確認ください。

<https://www.fulbright.jp/scholarship/application/faq.html>

過去の奨学生・体験談

フルブライト奨学生リストは、ウェブサイトにてご覧いただけます。また、奨学生の体験談もぜひご覧ください。

フルブライト奨学生リスト

<https://www.fulbright.jp/scholarship/grantee.html>

My Fulbright Story (体験談)

<https://www.fulbright.jp/scholarship/story/index.html>

YouTube

<https://www.youtube.com/@FulbrightJapan1952>

選考の異なるプログラム

フルブライト語学アシスタント(FLTA)プログラム

フルブライト語学アシスタント(FLTA)プログラムとは

アメリカの大学で日本語を教えながら

英語教授の
スキルを高める



自身の英語能力を
高める



アメリカの文化や習慣に
ついての知識を深める



ことを目的とし、英語教員または将来英語教育に携わる意志のある方を対象とした
9カ月間の学位取得を目的としないアメリカ留学奨学金プログラムです。

オンライン登録締切日

2025年5月1日 

プログラム開始時期：2026年8月

選考日程など、詳細はこちら <https://www.fulbright.jp/scholarship/programs/flta.html>



日米教育委員会 (フルブライト・ジャパン)

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル207

www.fulbright.jp

